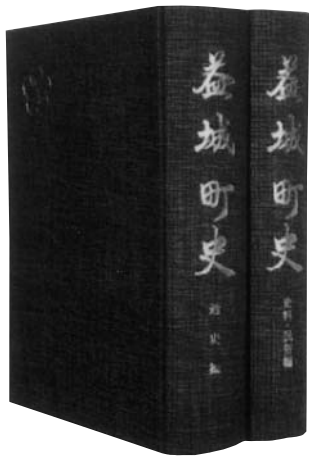




益城町史

益城町史編纂委員会
B5判 上製本 2冊揃

町内在住の方 **3,000 円**
町外在住の方 **5,000 円**(税込み)

政治・行政、産業・経済、教育・文化などを集約した“ふるさと”益城町の歴史書です。
ご家庭に1冊ご愛読書としていかがでしょうか。

通史編 原始から現代に至るまでの各時代の益城町のあゆみを紹介

- 第1章 自然 位置と地形 / 気候 / 地形の区分と地質 / 土壌 / 旧町村の概要
- 第2章 原始 旧石器時代 / 縄文時代
- 第3章 原史 弥生時代 / 古墳時代
- 第4章 古代 律令制下の益城 / 条里制の施行と構造 / 律令制の動揺
- 第5章 中世 平安時代の益城 / 平安仏教の伝播と発展 / 鎌倉・南北朝期の益城 / 中世の宗教とその発展 / 室町時代の政治と展開 / 室町時代の信仰形成とその発展 / 戦国争乱期の政治と宗教
- 第6章 近世 佐々・小西・加藤の時代 / 細川氏の支配 / 沼山津・鯉手永の村々の生活 / 寺社・宗教と文教
- 第7章 近代 明治時代の政治と社会 / 大正時代の政治と社会 / 昭和前期の政治と社会
- 第8章 現代 戦後の情勢 / 益城町の誕生 / 現況 / 教育

付資料 益城町の石造物 / 益城町の地名 / 益城町の公職者名簿 / 年表

付録 益城町推定古道・史蹟分布図 / 益城町の遺跡と石造物分布図 / 益城町近世古図 / 上益城郡沼山津手永木山町村・付腰尾村絵図 / 砥川神社西南戦役絵馬

史料編 益城町に関する古文書等資料

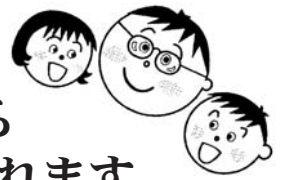
- 1 中世 中世文書 / 記録史料 / 諸氏(早岐・光永・木山・馬場氏)系図 / 寺社史料 / 連歌関係資料
- 2 近世 馬場文書 / 皆乗寺文書 / 益城町所在近世文書 / 「町在」所収関係資料
- 3 近代 「上益城郡村誌」抄
- 4 益城町寸志侍

民俗編 益城町の民俗・文化を紹介

- 第1章 社会生活 村落組織 / 家族・親族 / 年齢集団 / 労働組織
- 第2章 日々の生活と労働 農業 / 農耕儀礼 / 諸職 / 衣生活と食生活 / 益城町の民家 / 民家の間取りと機能
- 第3章 儀礼伝承 年中行事 / 人生儀礼
- 第4章 信仰生活 神道の社祠 / 仏教的堂祠 / その他 / オホシマツリ
- 第5章 民俗芸能 神楽 / 獅子舞 / 民謡 / 昔話と伝説
- 第6章 方言 始めに / 音韻的特徴 / 音声的特徴 / 文法的特徴 / 語彙 / 纏めに代えて

『益城町史』は、町教育委員会でお求めいただけます。

父子家庭のみなさまへ



平成 22 年 8 月 1 日から 児童扶養手当が支給されます

手当を受けることができる人

次の①から⑤のいずれかに該当する児童(児童が18歳になる年度末まで、または心身に障がいのある児童が20歳になるまで)を監護し、かつ、生計を同じくしている父

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が一定程度の障がいの状態である児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

※受給資格者、同居家族の所得制限等があります。

※詳しい支給要件は、役場子ども課までお問い合わせください。

手当額(月額)

受給資格者が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得等により決定されます。

◇児童1人の場合

全部支給：41,720 円

一部支給：41,710 円～9,850 円

◇児童2人以上の加算額

2人目：5,000 円

3人目以降 1人につき：3,000 円

※役場への申請が必要です

すでに父子家庭として支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。

平成 22 年 11 月 30 日までに申請した場合の取り扱い

平成 22 年 7 月 31 日までに 支給要件に該当している方	8 月分から支給されます
平成 22 年 8 月 1 日以降 平成 22 年 11 月 30 日までに 支給要件に該当した方	要件に該当した日の翌月分から 支給されます

※8月～11月分が支給されるのは、12月です。

※11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給となります。

※申請には戸籍謄本ほか、必要な書類があります。詳しくは役場子ども課までお問い合わせください。

問い合わせ先 役場子ども課 ☎ 286-3111 内線 261